

そこに生きた人間がいる

一死刑事件の弁護経験から伝えたいこと一

目次

1.	永山君との出会い・・・・・・・・・2
2.	「事実」が明らかにされなかった第一審 ・・・・・ 2
3.	控訴審弁護とその反省・・・・・・・・ 3
4.	弁護人の効果的な援助へのハードル ・・・・・ 4
5.	加害者が罪と向き合い、被害者遺族と向き合うこと ・・ 6
6.	共生社会と死刑 ・・・・・・・・・・ 6
7.	死刑によって奪われるもの ・・・・・・・ 7

大谷恭子

(プロフィール)

1978年、弁護士登録。

1980年、永山則夫さんの控訴審弁護団に加わり、差し戻し控訴審まで約6年間年弁護人を務める。永山事件以外にも、連合赤軍事件、アイヌ民族肖像権裁判、地下鉄サリン事件、日本赤軍事件など、様々な死刑事件に取り組む。

2013~2017 年、東京弁護士会の刑事対応型の公設事務所・北千住パブリック法律事務所所長。

永山則夫さんの死刑執行(1997 年)の後、永山さんの遺志を継ぎ、ペルーの貧しい子どもたちを支援する「永山子ども基金」を設立し、代表に。また、貧困、虐待、ネグレクト、DV、いじめ、性的搾取、薬物依存など様々な問題に苦しみ、生きづらさを抱える少女や若い女性たちに寄り添う「若草プロジェクト」代表理事を務めるなど、刑事事件以外にも、社会的に弱い立場におかれた人々に寄り添う活動に取り組んできた。主な著書に『それでも彼を死刑にしますか―網走からペルーへ 永山則夫の遥かなる旅』(現代企画室)、『共生社会へのリーガルベース―差別と闘う現場から』(現代書館)などがある。

引用方法:大谷恭子「そこに生きた人間がいる 一死刑事件の弁護経験から伝えたいこと一」 CrimeInfo論文&エッセイ集11号 (2021年)。

私たち弁護人は裁判の過程で被告人が変化していく様を見ます。私は5人の死刑事件に関わりましたが、いずれの人も事件や被害に向き合う過程で、犯行時とは全く別の人格に変わっていきました。5人のうち2人は病死し、2人は死刑の執行がされました。彼らは死刑執行時、まだ48歳と54歳。日本の平均寿命からしたらまだ若い。私が受任した死刑事件を紹介し、彼らのこと、そこに生きた人間がいるということを知ってもらいたいと思います。

1. 永山君との出会い

永山則夫¹君が、連続射殺事件と呼ばれる事件を犯したのは、彼が19歳のとき、1968年10月から11月にかけてのことです。翌年4月、彼は19歳9カ月で逮捕されました。裁判は、第一審だけで10年かかり、第一次弁護団から第四次弁護団まで、特別弁護人も含めて16人もの弁護人がつきました。それぞれに特徴がある弁護活動をしましたが、第一審判決は死刑でした。私は控訴審から弁護団に加わりました。東京高等裁判所(船田三雄裁判長)は死刑判決を破棄し、無期懲役を言い渡しますが、検察官がこれを不当として上告し、最高裁は無期判決を破棄して東京高裁に事件を差し戻しました。私は差戻控訴審の終盤まで弁護人を務めましたが、その後、東京高裁は永山君に死刑を言い渡し、この死刑判決が最高裁でも維持されて死刑が確定しました。

1997年8月1日、永山君は東京拘置所で死刑を執行されました。その直前に彼が遺した「本の印税を日本と世界の貧しい子どもたちへ、特にペルーの貧しい子どもたちに使ってほしい」という言葉を実現するため、私は「永山こども基金²」を立ち上げ、現在までペルーの働く子どもたちを支援する活動を続けています。

2. 「事実」が明らかにされなかった第一審

19 歳の頃の永山君は、幼少期からの虐待、その後に上京してからの肉体労働と苦しい状況が続き、放浪に近い生活を送るなかで人生に絶望し、根深い自殺企図がありました。いつ死んでもいいとその日暮らしをしていた 19 歳の少年が、ある日、女性の護身用の、象牙のはめ込みのある、本当に美しい拳銃に出会い、それをお守りにする過程で、様々な偶然が重なり、4 件もの殺人事件を犯してしまったのです。彼は半年後に原宿事件で逮捕されますが、その時にも、早く死にたい、自分はこんな大罪まで犯したのだから死刑は間違いない、拳銃で撃たれて死にたいという自殺企図のもとで事件を起こし、逮捕されました。したがって、逮捕されてからも死刑を望み、ほとんど弁明をしない状態で、法廷でも事実は検察の主張どおりだと言い、早く死刑にして下さいと言う以外は、何も語りませんでした。

そのような状況で国選弁護人が選任されました。彼らは永山君が事実を語らないなか、現場に足を運び、なぜ彼は函館まで来たのか、なぜ彼は函館から青函連絡船に乗って再び東京に戻ったのかということについて、推論に推論を重ねる弁論まで用意していました。永山君はほとんど事実を語りませんでしたが、捜査段階では調書が作られてしまいました。ポツリポツリと漏れてきた言葉をつなぎ合わせ、被告人の供述調書という形で刑事が纏めあげたものです。被告人が公判廷で何ら語らない中、この供述調書が証拠とし

¹ https://www.crimeinfo.jp/data/dplist/dplist_all#永山則夫

² https://nagayama-chicos.com/

て採用され、事実に関して唯一、被告人が語った証拠として、生き延びてしまうことになります。

第一審の弁論直前、まもなく裁判が終わってしまうという状況において、永山君が獄中で、ノートに「無知の涙」と題を付して日記を書いていることが分かりました。何かとても大きなものを抱えている若者を、このまま死刑にして殺してはいけないということで、裁判を傍聴していた人たちの中から支援者が現われました。そして、新しい弁護体制を作り直そうということになり、後藤昌次郎さんという有名な刑事弁護人を団長として、第二次弁護団が作られました。

また、「無知の涙」をこのまま埋もれさせるのはもったいないということから、これを出版すると、ベストセラーになってしまいます。多くの支援者を得るなかで、永山君は自分自身を語り始めるようになりました。さらに、石川義博さんというとても立派な精神鑑定医がいらして、永山君はその方の精神鑑定を受け入れる中で非常に心が開かれていきます。そして彼を理解する人々に支えられ、十分な審理を受ける体制が整い、また、大変理解のある裁判長にも恵まれて、第二次弁護団は長期にわたり活動を続けました。

ところが、残念ながら、そのように長い時間をかけて審理をしていること自体が問題とされるようになり、また、永山君自身、こんな罪を犯してしまった原因は無知と貧困にあった、と考えるようになりました。自分が教育を受けておらず、虐待も受け(当時は虐待に対する PTSD などという概念もありませんでした)、悲惨な境遇で育ち、何よりも貧困の中で犯罪をしてしまったのだから、犯罪の原因は社会にある、ということで、法廷が社会運動化してしまい、第三次弁護団に移ります。第三次弁護団は、永山君に寄り添い、彼の言いたいことは全部言わせよう、なぜ犯罪が生まれるのかという原因にたどり着く裁判をしよう、と努力しました。

しかし、せっかく被告人と弁護人との信頼関係ができていたにもかかわらず、裁判所は、死刑相当事件の審理をこれほど長く続けるのはけしからん、と審理促進を目的として介入します。そして、被告人に弁護人を解任させる、あるいは弁護人が辞任に追い込まれる事態になり、第四次弁護団が国選弁護人として選任されてしまいました。この第四次弁護団は被告人との信頼関係が築けないまま、死刑判決に至ってしまいます。

実に第四次の弁護団までありながら、事件について実質的な審理はほとんどなされないまま、いわば強行するかのように死刑判決が出されてしまった、というのが第一審でした。被告人質問すらも非常に中途半端な形でしか出来ず、永山君が発言すると、裁判所が「それは本件とは関係ない、事件について語れ」と介入します。事件の原因に至るようなことに関しては発言させないという介入がなされるなか、捜査段階で、被告人が沈黙している中で刑事が作成したあの供述調書だけが、事実関係の証拠として残ってしまったのです。

たとえば、被害者が殺害された4件の事件のうち、函館と名古屋の事件については、「強盗殺人」なのか、それとも「殺人と窃盗」なのかという、事実認定上も量刑上も非常に重要な問題がありました。永山君は、すでに石川鑑定の時点では、調書の内容は事実と違うと話していましたが、その内容を、法廷での被告人質問という形で証拠にすることは出来ませんでした。

3. 控訴審弁護とその反省

控訴審では、一体どうすれば第一審の死刑が破棄され無期刑になり得るのかということを検討しました。 実は、控訴趣意書では事実誤認についても随分ページを割いて主張しましたが、彼に有利な量刑事情として、本の印税を遺族に送り続けているということがあったので、被害者遺族に対する真摯な反省、被害者遺族の宥恕、今後も被害者への慰謝を続けるということを具体的に明らかにしていこうと、いわゆる一般情状に特化した弁護方針を取りました。というのも、犯罪に関する具体的な事実関係を法廷で明らかにしようとすると、永山君は、「犯罪の原因は社会にある」として、「層として貧困者がなぜ犯罪に至るか」と いうことを語りたくなります。しかし、彼がそれを言うと、裁判所としては反省していないと思われ、減 刑は難しくなります。それで、どれだけ慰謝を尽くしたか、どれだけ真摯に反省をしているかということ に特化して、被告人質問に臨みました。控訴審弁護団は、大いなる賭けをしました。

つまり、あなたの命を救うため、あなたが生きるためには、犯罪の原因は社会にあるというあなたの主張は一回収めよう、と説得し、被告人質問の内容を、慰謝を尽くしたという点に絞りました。それが控訴審では功を奏し、船田裁判長以下の裁判体の理解を得ることができたのです。被害者との関係や、犯行時に少年であったということ、そして極端な貧困や過酷な生い立ちなどを総合判断すると、彼に死刑を科するということはためらわざるを得ない、ということで無期が選択され、贖罪の道を歩め、ということになったのです。

けれども、これに対して検察側が上告し、死刑と無期の判断基準を示した「永山基準」などと後に言われる第一次上告審判決に至ります。私が「自分たち控訴審弁護団は本当に酷いことをしてしまった」と思ったのは、この最高裁判決が無期判決を破棄する理由として引用したのが、犯行態様の悪質さを示す捜査段階の供述調書だったからです。私はそれを読んだ時、「えっ、これはないだろう」と思いました。そのような供述が一体どこにあったのかと考え、ようやく思い当たったのは、確かに当初、永山君が自暴自棄になり、ほとんど捜査側の誘導に乗った形でポツポツと語ったことを纏められてしまった供述調書でした。

最高裁判決の中に「『待って、待って』と命乞いするのをきき入れず殺害したもので執拗かつ冷酷極ま りない」、というくだりがあります。そして犯行様態の悪質さということからすれば無期は軽きに失する という論調で差し戻しをしました。ですが、実はこの「待って、待って」という命乞いとは、供述調書に しか出てきません。その後の弁護人との面会、および石川鑑定医が聞き取った事実関係によれば、「待っ て、待って」と命乞いされたのではない、「待て待て、この野郎」という形で被害者が向かって来た、自 分はそれにびっくりして発砲してしまったのだというのです。というのも、彼はその当時まだ少年で痩せ ていて、持っていた拳銃も玩具のようでした。ですから被害者としては、きっと、「このガキ、一体なん でお前は」という感じで向かっていったのだと思うのです。しかし彼は慌ててしまい、危ない、と思って 発砲してしまった――、そう言いたかったのに、全く違う形で供述調書は纏められました。それを最高裁 判決に引用され、私たち弁護団はなんということをしてしまったんだと思い知らされたのです。つまり、 供述調書の内容を被告人質問で弾劾しないまま控訴審を終わらせ、無期にはなったけれど、その後、最高 裁によって供述調書の内容を証拠として拾われてしまったのであり、これは本当に屈辱的な大失敗だと思 っています。このことは、当時、もっときちんと広く理解されるべきだったと思いますが、無期刑が破棄 され、しかも量刑基準にまで言及され、その点に注目が集まるなか、皆さんに共有されないままになって しまいました。なぜこのようなことになったのかが明らかにされなくてはいけないと思い、「死刑事件弁 護人一永山則夫とともに」(悠々社、1999年)という著書のなかで、審理の過程ではこういうことが起き てしまうんだ、と触れさせてもらいました。裁判には限られた事実しか出てきませんが、その中でも、弁 護人が極力、この事実だけは譲れないという事実を意識的に出していかないと、間違いを起こしてしまう とことを痛感しています。この点はぜひ知ってもらいたいと思っています。

4. 弁護人の効果的な援助へのハードル

東京は最高裁所在地なので、東京で弁護士をしていると、上告審事件を受けることが結構あります。私は、上告審で二つの死刑事件を弁護しました。

そのうちの1件は、2人の被害者が亡くなってしまった宮崎の事件で、被告人は女性でした3。上告審の

弁護では、一審、二審でどのような弁護活動がなされたのかを記録で読むことになりますが、私は記録を読んで、これは一体なんだとびっくりしました。一審の弁護人は私選でした。地域社会の中で起きた事件だったため、自分の娘が被疑者として逮捕されたということで、痛ましいことにお父様が自死されました。その結果、保険金が支払われ、遺された家族は、事件の被害者のご遺族に慰謝料を支払うべく、数百万円のお金を私選弁護人に預けました。ところが弁護士は、遺族が慰謝料を受け取ってくれなかったと説明するにもかかわらず、お金をなかなか返してくれません。家族が疑問に思っている矢先に、なんと、私選弁護人自身が強制猥褻事件で逮捕されてしまいました。

これだけの重大事件の審理の途中、しかも弁論の直前に、弁護人本人が強制猥褻事件で逮捕されて弁護人不在になり、被告人の家族たちは預けた慰謝料をちゃんと被害者に渡していないのではないか、渡していないのであればどうして返してくれないのか、という疑問まで持っているという、呆れてしまう事件なのです。さすがにこれはまずい、ということで、宮崎県弁護士会は急遽、国選弁護人を付けるべく動いたのですが、国選弁護人が行ったのは、被告人質問のやり直しと弁論の焼き直しだけ。実質審理のやり直しは裁判所にも認められないまま、死刑判決となりました。私は、この事件では、アメリカであれば死刑の破棄事由になると思われるぐらい、被告人は実質的な弁護を受けないまま判決直前までいってしまったと思っています。

上告審で受けたもう1件の死刑事件は、日立市の誘拐殺人⁴ですが、これは被害者が1人で、しかも被告人の妻の身内にあたる少女に対する殺害事件で、その子どもと被告人の子どもはとても仲がよかったという、いわば親族の中で起きた事件でした。

このケースでも一審弁護人は、被害者が一人しかいないから大丈夫、死刑にはならないだろうと考えていた形跡が窺われるほど、ものすごく速く審理が進みました。被告人質問と同じ日に情状証人の尋問も片付けてしまい、審理のテンポがとっても速かったのです。そして何よりも被告人自身が、事件の事実に向き合うことを恐れて、身代金目的の誘拐であったことは認めるけれども、わいせつ行為はしていないと否認していました。しかし、わいせつ行為を行った証拠はしっかりありました。客観証拠があるにも関わらず、強制わいせつの点だけ「絶対に違う」と徹底的に否認していて、そのために営利目的誘拐殺人に関する審理はほとんどお座なりでした。ところが上告審になって、よくよく本人から話を聞いてみると、実は最初からわいせつ目的の誘拐だったのです。営利目的ではありませんでした。被害者は妻の身内でもあり、自分の娘ともとても仲良しでした。わいせつ目的ということだけは言いたくなかった、それは自分の恥であり、家族にも申し訳ない、営利目的誘拐ということになったのは、自分の犯罪であることを隠蔽するための工作として一回だけ身代金を要求したからでした。「何故それを最初に言わないの、あなた、身代金目的の方が重いのよ」と私が言ったところで、「それだけは死んでも言えないと思った」という答えでした。

このような事実を上告審で言われても、もう遅いのです。最初の事件の見立ての時に言わなかった彼が 悪いのはたしかです。けれども、これだけの重大事件であり、もしかしたら死刑になってしまうかもしれ ないのですから、本人の性的嗜好も含めて彼の思いや感情をもっと引き出せば、もう少し、事実に迫るこ とができたはずです。私は、上告審になってから、慌てて心理鑑定を依頼して意見書を作成してもらいま したが、営利目的誘拐と強制わいせつが二罪とも有罪になったまま、死刑判決が確定してしまいました。 この事件も、早い段階で、適格な弁護人はもちろんのこと、心理や精神医学分野の分析ができる専門家が いてくれれば、こんなふうにはならなかったのではないのかと思います。

以上、宮崎の強盗殺人事件と日立の誘拐殺人事件は、適切な弁護人にアクセスして有効な支援を受けていない典型例だと私は思っています。

5. 加害者が罪と向き合い、被害者遺族と向き合うこと

死刑事件では、加害者である被告人自身、とても辛いので、事実から目を背けたいと思うようになります。「何でこんなことをしてしまったのか」と思っても、発生してしまった事実は消しようもないので「できれば忘れたい」と思っているのです。でもやはり、同じようなことが二度と起きないように、また、被害者遺族がある意味で納得できる裁判をするためにも、被告人は被害者と向き合わなくてはいけない、と私は思っています。

例えば永山さんの場合でも、彼は本当に「自殺したい」「死にたいからいつでも殺してくれ」という気持ちだったところが、被害者遺族の一人が事件当時妊娠されていたということを知ってから、「自分は彼女から、もしくは子どもから、お父さんを奪ってしまった」と、初めて動揺するのです。彼自身が極貧の家庭で、父親が失踪し、母に捨てられた経験を持っているので、「自分の行為が貧困を生んでしまった」と、初めて被害者、自分の罪と向き合う大きな契機だったのです。

また、地下鉄サリン事件の広瀬健一⁵さんは、早稲田大学で物理を学び、恩師をして、自分が今まで教えた中で最も優秀な学生だと証言をいただいたほど優秀でまじめな人でした。私は、受任した早々のころ、「物理を学んだあなたがなぜ空中浮揚を信じたの」と聞きました。彼は、「信じたのではない、それは在るのだ、科学とは存在する事実に目を背けず、解明するのだ」と明快でした。彼は自分の肉体にも起きた不思議な事象の原因の解明にのめりこみ、遂にサリン散布までに至ってしまったのです。彼はオウムの過ちを認め、脱会しました。が、何をどこでどう間違えたのかについては、まだなかなか難しかったと思います。その彼が、裁判の途中、大きく変化しました。マインドコントロールについて精神科医の鑑定面接を受け、ご遺族が、法廷で「お父さんを返して」と絶叫されたときに、決定的に崩れました。

彼は、その時以来、正気を失い、言葉を失い、食事もとれなくなり、拘置所の房から出られず、公判は 延期され、そんな事態が半年も続き、審理続行が危ぶまれました。かろうじて接見室に出てきても、緘黙 症状になってしまい、会話もできなくなってしまったのです。

そういった意味では、被害者と向き合うことと加害者の反省や慰謝というものは一体で、避けて通れないものとしてあり、裁判の過程で弁護人が目の当たりにすることなのです。その時に、弁護人がどういう形で被告人をサポートしていくかということが、問われます。

永山君が自分の生い立ちに立ち戻ったような、あるいは、広瀬君が「自分は科学者として生きたかったのに、なぜここまでオウムに依拠してしまったのか」と自分を深く問い詰める作業というのは、裁判の過程で必ず出てきます。私は、それも弁護人としてのとても重要な仕事だと思っています。その過程で、加害者と被害者が語り合える、被害者が加害者を許すとまでは言ってくれなくても、「なんでこんなことしたのか」と加害者に問う、ということが可能になるのだと考えています。

応報として加害者を殺してしまったら、被害者にとって聞くチャンスはなくなります。被害者がいつか向き合って「なんで殺したの」ということを聞く機会を残すという意味においても、私は絶対に加害者を殺してはいけないと思っています。

6. 共生社会と死刑

私は、障害のある人の事件や、アイヌ差別の事件を通じ、「共に生きる」ということがどれだけ必要かと感じてきました。社会からの具体的な排除・抹殺という意味において、死刑こそ、共生社会にあってはならないものだと考えています。私は、死刑制度を持った国が「共生社会を」と言うことの矛盾をとても不

思議に思いますし、たくさんの過ちを犯してしまった人でも殺してはいけないという最後の寛容さを、私は持ち続けなければいけないとつくづく思います。その意味で、「この人たちも『人』だよ、全然変わらないよ。隣にいるあの人、それから私自身と同じなんだよ」ということを知ってもらいたいのです。いろいろな偶然や境遇、さまざまなことの集積の中で、過ちが積み重なってしまうこともあり得る、「ひょっとしたら、あの人は僕だったかもしれない、私だったかもしれない」という想像力を持ってもらえればいいのです。「モンスター」とか、「とても人間とは思えない」と表現されることもありますが、どんな残虐なことをした人も、接見室で会うと普通の人です。ですから、将来の法曹に知ってもらいたいのは、「死刑事件と一生付き合う覚悟」なんていう大層な気概も覚悟もいらない、お友だちがひとり増えたと思えば大丈夫、ということです。お友だちだったら、たまには会ってみたい、どうしているかなって思うでしょう?事件に一所懸命取組み、依頼者として数年間付き合った人が、どうしているのかなと思うのは、なんらかの過程で出会った人が今頃どうしているかな、思うのと同じ感覚です。そして、市民の方々にも、「あんな大罪を犯しちゃった、あんな酷いことをやってしまったけれど、あいつもいろんな生い立ちがあっただろうな」と思っていただきたいのです。

7. 死刑によって奪われるもの

私は永山君の死刑執行後、拘置所に遺骨を引き取りに行き、そこで彼の遺言を聴きました。もし印税が入ったら、これを世界の貧しい子どもに、特にペルーの子どもに送ってほしい、と。彼は、処刑される寸前まで、貧困の中にいる子どもを想い、彼らが自分のような犯罪を犯さないよう、それを願い続けていたのです。

また、オウムの広瀬健一君が被害者の絶叫を目のあたりにして、それ以降、緘黙状態になりました。私は接見室で一方的に語り掛けました。そんな接見の日、「子どもと広島に行ってくるよ、精霊流しするよ、灯篭に願い事書いて川に流すんだよ、広瀬君のも流してくるね、願い事なんて書く?平和?慰霊?」と、語り掛けました。今日もダメかと帰り際、彼が少し口を開きました。何かを言おうとしている。なに?と耳を遮蔽版につけるようにしてようやく聞き取れました。振り絞るように「きーぼーう」と言ったのです。ご遺族の絶叫を耳にし、絶望のどん底にいた彼が、そんな状態だからこそ「希望」そのものを願い事にしたのだと思います。私は灯篭に「希望」「広瀬健一」と書いて流し、次の接見で彼に見せました。

それから少しずつ彼は正気を取り戻し、法廷でも語ることができるようになりました。そして、死刑判決となり、控訴審の弁護人に次をお任せする最後の接見に、彼は私に「オウムの誤りを科学するよ」と明るく約束してくれました。

彼の死刑が執行されてから半年後、彼の手記「悔悟」という本が出版され、私の元にも届けられました。 彼は、最高裁で死刑が確定する直前には、オウムや自己の過ちを「学生の皆さまへ」と題したレポートに まとめ、大学の教授に託しています。本書には、作家の高村薫さんや地下鉄サリンご遺族の高橋シズヱさ んも寄稿されて、図書紹介には「悔悟の念に駆られつつ、理系の眼で分析された精緻な手記」とありまし た。ずっとやってたんだ、と思うと本当に悔しくて、送られた本を胸に、再度泣きました。

人は過ちを犯します。原因のない犯罪はありません。如何に了解不能だろうと必ず原因を有し、時にそれは社会が生み出しています。そのことに罪を犯した者も気付き、自己弁護ではないかと言われようと、悔いているからこそ社会にある犯罪の原因について語ります。

犯行時少年だった永山君は無知と貧困から少年が犯罪に陥らないよう、貧しい少年の教育を最後まで願っていました。若者だった広瀬君は、過ちに陥ったオウムの教義に科学者の眼で取り組み警鐘を鳴らしていました。それは彼らの被害者への「償い」そのものなのです。

死刑は加害者の反省と償いを中断させます。

被害者遺族の方にとっても、加害を憎みつつも、加害者を知り、許す、少なくとも許せるようになるかもしれないという、いたく人間的行為の機会を永遠に奪います。すぐではない、10年、30年かかるかもしれない、でも加害者が生きていればできます。

生きてさえいてくれれば、償うことも、許すこともできるのです。 死刑はその可能性を奪います。

